

重要事項説明書 (入園のしおり)

株式会社アシステンツァ
スクルドエンジェル保育園三門園

小規模保育事業

「スクルドエンジェル保育園三門園」重要事項説明書

保育の提供の開始にあたり、当事業所が貴殿に説明すべき内容は、次のとおりです。

1・事業所の目的及び運営の方針

(1)事業の概要

事業所の名称: スクルドエンジェル保育園三門園

所在地: 袋井市三門町5-2

(2)目的及び運営の方針

①スクルドエンジェル保育園三門園(以下、当事業所という。)は、「のびのび遊び、生きる力を持った子」「元気に挨拶のできる子」「想像力豊かで物事をよく考える子」を目標とし、保育を提供します。

②当事業所は、以下の法令及びその他関係法令を遵守します。

- ・児童福祉法(昭和22年法律第164号)
- ・子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)
- ・袋井市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例(平成26年9月袋井市条例第18号)

2・当事業所における施設・設備等の概要

(1)施設

敷地	敷地全体	457.00 m ²		
	園庭	45.01 m ²		
園舎	構造	鉄骨造		
	延べ面積	165.85 m ²		
	階数	地上1階建て	建築年月	2020年12月

(2)主な施設

設備	部屋数	面積
乳児室	1室	20.17 m ²
1歳児室	1室	38.76 m ²
2歳児室	1室	23.12 m ²
幼児用トイレ(沐浴)	1室	12.6 m ²
調理室	1室	14.0 m ²
事務室	1室	10.0 m ²
その他		38.0 m ²
合計		165.85 m ²

3・提供する保育の内容(別紙パンフレットを参照して下さい)

(1)保育の提供

当事業所は、保育所保育指針(平成20年厚労告第141号)に基づき、保育その他の便宜の提供を行います。

(2)モンテッソーリ教育を中心に幼児教育に力を入れ保育を提供します。

(3)年間行事予定

夏祭り、保育参観、七夕、クリスマス会、作品展、お別れ会等を予定しています。

日程については「園だより」等でお知らせいたします。

(4)1日の流れ

時刻	内容
7:00～	順次登園 遊び(園外活動含む)
11:00～	昼食
12:30～	午睡
15:00～	おやつ、遊び
18:00～	順次降園(延長保育)

※保育標準時間認定児童のおおよその1日の流れになります。

(5)食事の提供

①提供方法

当事業所内で調理し提供します。

②提供内容

献立表は毎月別途お知らせします。

③提供時間

利用児童の年齢に応じ、以下の時間帯に食事の提供を行います。(変更になる場合があります。)

	午前間食	昼食	午後間食
0歳児	9時30分頃	11時頃	14時30分頃
1歳児	9時30分頃	11時30分頃	15時頃
2歳児	9時30分頃	11時30分頃	15時頃

④食物アレルギー等への対応

医師の診断、指導のもとに食事対応を相談させていただきます。

4・連携協力の概要

当事業所の保育が適正かつ確実に実施され、必要な保育が継続的に提供されるよう、以下の施設と連携協力を行います。

施設の種類	保育所
施設名称	あさば保育園
所在地	袋井市松原1803-5
連携協力の概要	保育内容の支援、代替保育の提供、卒後の受け入れ

5・職員の職種、員数及び職務の内容

職員の職種、員数及び職務の内容については以下のとおりとします。職員の職務は、児童福祉法、その他関係法令の定めるところによることとします。

職 種	員 数	職務の内容
管理者	1人(常勤専従)	職員及び業務の管理を一元的に行い、入所児童を全体的に把握し、事業所業務をつかさどる。
保育士	入所児童数に応じて、基準以上の数の職員を配置する。なお、うち1人に限り、保健師又は看護師を配置する場合がある。	保育に従事し、その計画の立案、実施、記録及び家庭連絡等の業務を行う。
嘱託医	2人(小児科医・歯科医)	健康診断の実施。 環境衛生、感染症予防等についての指導及び助言等を行う。
調理員	2人	連携施設における栄養士の指導のもと作成された献立表に基づき、給食及びおやつを調理する。

6・保育を行う日及び時間帯

当事業所において保育を提供する日及び時間は、以下のとおりとします。ただし、年末年始(12月29日から1月3日)及び祝祭日を除きます。

ただし、当事業所が定める保育標準時間(11時間)もしくは保育短時間(8時間)以外の時間帯において、やむを得ない事情により保育・教育が必要な場合は、当園が定める保育標準時間(11時間)もしくは保育短時間(8時間)から開所時間の中に延長保育を提供します。当事業所が設定する延長保育は平日のみとし19時までとなります。延長保育を利用の際には、別途利用者負担が発生します。

	提供日	提供時間
保育標準時間認定(11時間)	月曜日～土曜日	7:00～18:00
保育短時間認定(8時間)	月曜日～土曜日	8:30～16:30

7・利用者負担額等

(1) 当事業所が徴収する利用者負担額の内容は以下のとおりとします

- ① 利用児童の居住する市町村が定める額の基本保育料を当事業所へお支払いいただきます。
- ② 利用者負担(保育料)以外の延長保育料等の利用料については下記の通りです。

	時間単位の延長
延長保育利用料	0歳児 : 400円/20分
	1、2歳児 : 300円/20分

* 当事業所が設定する延長保育料は19時までとなります。19時を超えた場合には1分以上30分毎に3,000円のご請求をさせていただきます。

(2)地域型保育給付費の法定代理受領

事業者は、子ども・子育て支援法第 29 条第 5 項(同法第 30 条第 4 項の規定において準用する場合も含む)の規定により、地域型保育給付費を保護者に代わって受領します。

(3)利用者負担額等の納付方法

利用者負担(保育料)について、当事業者は明細を付して当月 13 日までに保護者に請求し、保護者は当月 20 日(20 日が土日祝日の場合は金融機関翌営業日)に口座振替にてお支払い下さい。

口座振替ができなかった場合は、速やかに銀行振込にてお支払いください。

(4)月の途中退所における利用者負担(保育料)は、「特定教育・保育施設等利用者負担額決定通知書」で定めた利用者負担(保育料)に、その月途中退所であっても、保育料の返還は無いものとします。

(5)上記に掲げる費用以外に、費用負担が発生する場合にはその目的や金額等について、事前に説明いたします。

8・利用定員

総定員 19 人。内訳は次に掲げるとおりです。

クラス	0歳児	1歳児	2歳児
定員	6人	6人	7人

ただし、認可基準の範囲内で、上記に定める定員を超えて受け入れることがあります。

9・利用の開始及び終了に関する事項

(1)各種手続きについて

①入園に関する手続き

入園時には、別紙に定めた書類をご提出下さい。

②退園に関する手続き

退園が決定した場合には、1 か月前までに知らせるとともに退園届(写し)をご提出下さい。

③転園・休園に関する手続き

転園が決定した場合には、転園届(写し)をご提出下さい。

休園を申し込む場合には、休園届(写し)をご提出下さい。

(2)保育の提供の終了について

当事業所は、以下の場合には、保育の提供を終了いたします。

①満 3 歳に到達したとき。ただし、満 3 歳に到達した日の属する年度の 3 月 31 日までのほか、特に必要と認めた場合は、この限りでない。

②子ども・子育て支援法における支給認定の要件に該当しなくなったとき。

③その他、利用の継続について重大な支障又は困難が生じたとき。

10・嘱託医

当事業所は、以下の医療機関と嘱託医契約を締結しています。

(1)小児科

医療機関の名称	青葉こどもクリニック
医 院 長 名	伊藤 政孝
所 在 地	袋井市高尾 1780
電 話 番 号	0538-41-0852

(2)歯科

医療機関の名称	おはら豊沢歯科医院
医 院 長 名	小原 仁
所 在 地	袋井市神長 16-1
電 話 番 号	0538-44-8800

11・緊急時における対応方法及び非常災害対策

(1)利用児童の病状急変等への対応について

利用児童に病状急変等の緊急事態が発生した場合には、保護者の指定する医療機関及び緊急連絡先等へ速やかに連絡を行います。

(2)非常災害時の対策等について

非常時の対応	別途定める、消防計画書により対応します。
災害時の避難場所	袋井南コミュニティセンター(南風館)
園児引き渡しの方法	引き渡し者を事前に確認し、本人確認の上引き渡します。

(3)管轄する関係機関

消防署	袋井消防署 0538-42-0119
警察署	袋井警察署 0538-41-0110

12・要望・相談の受付

当事業所では、要望・苦情等に係る窓口を以下のとおり設置しています。

ご利用相談窓口	ご利用時間 月曜～金曜日 9:00～17:00(土日祝祭日休み) 担当者が不在の場合は、当園職員までお申し出ください。 株式会社アシステンツァ 窓口責任者 電話番号： SOU キッズケア株式会社 FC コンサルティング事業部 第三者委員 電話番号：
---------	---

13・虐待の防止

(1)職員の虐待防止のための措置

利用児童に対する虐待を防止するため、職員に対する研修を定期的に行います。

(2)家庭における虐待防止のための対応

虐待の前兆を見逃さぬよう、利用児童や家庭の様子に注意を払うとともに、必要に応じ、関係機関への通告等を行います。また、職員と保護者との交流を通じ、育児への不安や悩みに対し支援を行い、育児の負担感を軽減します。

14・保険に関する事項

当事業所では、次の保険に加入しています。

保険の種類	施設賠償責任保険
保険金額	1事故 3億円、対物1名 1億円

保険の種類	傷害保険
保険金額	死亡・後遺障害 229万2,000円 入院日額 3,000円 通院日額 2,000円 手術保険金 ① 入院中に受けた手術の場合 3万円 ② ①以外の手術の場合 1万5,000円 通院保険金(日額)2,000円

独立行政法人日本スポーツ振興センターに加入しています。

保育園内で発生した事故、登降園の通常の経路で起きた事故、その他保育園の管理下における災害に対して、災害共済金を給付する制度です。

15・守秘義務及び個人情報の取扱いに関する事項

(1)正当な理由がない限り、保育の提供にあたって知り得た利用児童及びその家族の個人情報を他者へ公表しません。

(2)利用児童の居住市町村が認定する毎月の基本保育料の金額の情報は、給付事務に必要な範囲に限って利用します。

16・留意事項

当該重要事項説明書の記載事項に変更が生じる場合には、書面にてご説明いたします。

利用園児における保育の提供を開始するに当たり、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

事業所名称： スクルドエンジェル保育園三門園

事業所住所： 袋井市三門町5-2

説明者職： 園長

氏名：

私は、本書面に基づいて「スクルドエンジェル保育園三門園」の利用に当たっての重要事項の説明を受け、同意した上で、貴事業所の利用を申し込みます。

20 年 月 日

保護者住所：

園児氏名：

保護者氏名：

印

園児から見た続柄：